

国立大学法人東京医科歯科大学

リサーチ・アドミニストレーター室組織運営要項

（平成25年9月30日
制 定）

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学リサーチ・ユニバーシティ機構設置要項第5条第2項に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学リサーチ・アドミニストレーター室（以下「URA室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 URA室は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の研究戦略の立案及び実践を行っていくことで本学の研究力強化を促進させることを目的とする。

（業務）

第3条 URA室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略の企画、立案及び調整
- (2) 外部資金に関する情報の収集、分析及び獲得に向けた取組み
- (3) トランスレーショナルリサーチの推進に必要な取組み
- (4) 本学の研究力強化に関する必要な取組み
- (5) 研究活動及び研究成果の発信に関する必要な取組み
- (6) リサーチ・ユニバーシティ機構の事務処理
- (7) URA室の事務処理
- (8) その他学長が指名する理事が必要と認める取組み

（組織）

第4条 URA室は、シニアURA、リーダーURA、URA、URATレイニー及びその他の職員をもって組織する。

- 2 前項のURA室に室長を置く。
- 3 室長は、学長が指名する。
- 4 室長は、URA室の統括に当たる。
- 5 シニアURAは、室長の監督の下に、URAを統括し本学における研究戦略の企画、研究力の分析、外部資金獲得の支援、研究活動の支援、研究に関する広報活動の支援、トランスレーショナルリサーチに関する支援等の職務にあたる。
- 6 リーダーURA及びURAは、シニアURAの命を受けて、前条の業務を処理する。
- 7 URATレイニーは、URAを助けて、URA室の業務を整理する。
- 8 その他の職員は、上司の命を受けて、URA室の事務を処理する。

（URA運営委員会）

第5条 URA室に、URA室の管理運営及び業務に関する重要な事項を審議するため、URA運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) U R A 室長
- (2) リサーチ・ユニバーシティ推進機構副機構長
- (3) 統合研究機構副機構長
- (4) シニア U R A
- (5) リーダー U R A
- (6) U R A
- (7) 生命倫理研究センター長
- (8) 産学連携研究センター長
- (9) 医療イノベーション推進センター長
- (10) その他 U R A 室長が必要と認めた者

2 前項第10号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第7号の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(議長)

第7条 委員会に議長を置き、室長をもって充てる。

2 議長は、運営委員会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

(議事)

第8条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議)

第9条 運営委員会は、U R A 室に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織及び運営に関する事
- (2) 業務内容に関する事
- (3) 研究戦略に関する事
- (4) 外部資金の獲得に関する事
- (5) トランスレーショナルリサーチの推進に関する事
- (6) 研究活動及び研究成果の情報発信に関する事
- (7) リーダー U R A、U R A 及び U R A トレーニーの人事に関する事
- (8) その他 U R A 室の目的を達成するために必要な業務に関する事

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、U R A 室に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際のURA及びURATレイニーの選考については、第7条の規定にかかわらず、研究推進協議会が行う。

附 則（平成26年5月21日制定）

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月28日制定）

- 1 この要項は、平成27年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、当面の間、リサーチ・ユニバーシティ推進機構副機構長をもって、議長に充てる。

附 則（平成28年3月4日制定）

この要項は、平成28年3月4日より施行し、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この要項は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日制定）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。